

京都市行政委員の報酬の在り方に関する検討委員会傍聴要領

(令和7年7月17日行財政局人事担当局長決定)

(趣旨)

第1条 この要領は、京都市行政委員の報酬の在り方に関する検討委員会の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 傍聴を希望する者は、傍聴の受付締切時刻までに、事務局職員の案内に従い、会場の受付において所定の用紙に必要事項を記載するものとする。

2 傍聴の受付は、次条に規定する定員に達し次第終了するものとする。

(傍聴者の定員)

第3条 傍聴を認める者（以下「傍聴者」という。）の定員は、事務局が会場の規模等に応じてあらかじめ定める。

(傍聴することができない者)

第4条 次の各号に該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 危険物を携帯している者
- (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類、楽器、ラジオその他音声を発する機械類を携帯している者
- (4) はち巻き、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- (5) 前各号に定めるもののほか、会場の秩序を乱し、又は会議の進行を妨げるおそれがあると認められる者

(傍聴者の守るべき事項)

第5条 傍聴者は、会場にあるとき、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 静粛に傍聴し、発言、拍手その他の方法により、自らの意向を表明しないこと
- (2) 飲食又は喫煙をしないこと
- (3) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと
- (4) 写真の撮影、録画、録音をしないこと
- (5) 前各号に定めるもののほか、会場の秩序を乱し、又は会議の進行の妨げとなるような行為をしないこと
- (6) 会長及び事務局職員の指示に従うこと

(報道機関の特例)

第6条 報道機関の傍聴について、別に記者席を設けることとする。

2 報道機関は、前条第4号の規定にかかわらず、会議の冒頭に限り、写真の撮影、録画、録音をすることができる。

(違反に対する措置)

第7条 会長及び事務局職員は、傍聴者がこの要領の規定に違反するときは、これを

止めるよう命じることができる。

- 2 会長及び事務局職員は、傍聴者が前項の命令に従わないときは、その者を退場させることができる。

附 則

この要領は、決定の日から施行する。